高齢者を狙った詐欺等にご注意ください！

平成２９年３月１日

大阪府後期高齢者医療広域連合

◇ 大阪府内をはじめ、全国的に後期高齢者医療広域連合や市町村の職員を騙り、「医療費や保険料の還付金があるのでＡＴＭで受け取るように。」などと言って、無人のＡＴＭに誘導し、携帯電話で指示をして、ＡＴＭを操作させ、犯人の口座に金銭を振り込ませる事例が数多く報告されています。

≪ 事 例 ① ≫

市役所職員を名乗る者から「高額療養費の払い戻しの申請書を送っているが申請がない。払い戻し金額は 12,700 円。期限はすでに切れているが、銀行でなら受け取ることができるので、銀行の職員から、このあと連絡させる。」との電話があった。その後、銀行の職員を名乗る者から電話があり、相手に言われるまま、コンビニのＡＴＭで手続きしたところ、預金通帳から 99 万円が引き落とされていた。

≪ 事 例 ② ≫

市役所職員を名乗る者から「健康保険料の１年を通じて払い過ぎた分の還付金が 13,600 円ある。コンビニでしか手続きできないためコンビニに行ってほしい。」という電話があった。その後、娘がコンビニで携帯電話での指示を受けながらＡＴＭを操作したところ、498,275 円を相手口座に振り込んでいた。

≪ 事 例 ③ ≫

保険料の返還金の通知書を送っているが、ずっと返送していない。今日中ならすぐに手続きできると電話があった。ＡＴＭに行き、携帯で電話しながら操作を指示され、残高はいくらあるか、１００万円以上あるか聞かれ、あると返事したら○○銀行の○○支店に９９万円と押すように言われた。

これって振込みになるかなと思っていたところ、銀行の支店長が来て手続きしないよう止めてくれたため、被害は免れた。

◇ 市区町村職員が保険料の還付金や医療費の支給手続きのためにＡＴＭでの操作をお願いすることはありません！また、そもそもＡＴＭにはキャッシュカードで保険料の還付金や医療費を受け取る機能はありません！

◇ 少しでも不審に感じたら、まずはお住まいの市区町村など公共の機関にまずお問い合わせください！